

払戻しの対象は、以下（１）～（３）の要件を全て満たす方です。

（１）以下①～③のいずれかの要件を満たす方

- ① 10月7日以前から連続した日程で八丈島または青ヶ島に滞在していた方で、「10月7日以降も宿泊したがしまぼ通貨の残額がある場合」または「10月7日以降の宿泊をキャンセルされた場合」
- ② 10月7日以前から10月8日を含む連続した日程で八丈島または青ヶ島への旅行を予定していたがキャンセルされた方
- ③ 10月8日以降令和8年3月31日までの間に、八丈島または青ヶ島に旅行(日帰り旅行を含む)したがしまぼ通貨の残額がある方、または旅行を予定していたがキャンセルされた方

	No.	～10月7日	10月8日～3月31日
対象	①	7日以降も宿泊	
		7日まで滞在	7日以降の宿泊キャンセル
	②	旅行前にキャンセル（10月8日を含む旅行）	
	③		宿泊または日帰り旅行
			旅行前にキャンセル
対象外		7日まで滞在	（7日の宿泊予定なし）

（注）10月8日に島内では観光施設の時短営業や自主避難所の開設など台風の影響が生じたことを踏まえ、その前日となる10月7日を基準として上記の要件を設定

（２）以下①～②のいずれかの要件を満たす方

- ① 10月31日以前に八丈島または青ヶ島の宿泊施設を予約（または利用）していた方
- ② 10月31日以前に八丈島または青ヶ島への渡航に利用する交通機関を予約（または利用）していた方

（３）10月31日以前にしまぼ通貨を購入していた方

（注）日程の連続した旅行（日帰り旅行を含む）毎に（１）及び（２）の要件を満たしている必要があります。

（注）しまぼ通貨を購入された際の自己負担額における未利用額が払戻しの対象となります。